とやま中央会 FAX 情報

2022. 3. 15 発行 №627

「富山県中小企業ビヨンドコロナ補助金」 のご案内

- 富山県 -

富山県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が減少した県内事業者を対象に、ビョンドコロナを見据えた成長・発展を図るため、中小企業リバイバル補助金、ミニリバイバル補助金、IoT・AI活用ステップアップ補助金を整理統合し、販路開拓や新商品開発、事業承継等への取組みに加え、「デジタル化」枠や「DX」枠により、初歩的なIT導入からIoT・AI等による企業変革まで、幅広く意欲的な取組みを支援する「富山県中小企業ビョンドコロナ補助金」を創設しました。

3月30日(水)から募集を開始しますので、ご案内します。(※郵送分は3月30日の消印分から有効)当事業では、富山県リバイバル補助金と同様に、組合も対象となります。募集の手引き等は3月下旬に公開予定です。

1. 補助対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上が減少した、県内に主たる事業所を置く(本社登記が県内)

- (1) 中小企業·小規模事業者
- (2) NPO 法人
- (3)組合(中小企業経営強化法に基づくもの) ※個人事業主、フリーランスも利用可。みなし大企 業、暴力団関係者、性風俗営業等事業者を除く。

2. 補助対象事業・補助率・補助額

【通常枠】

(1) 補助対象事業

①デジタル化

- ・非接触型ビジネスの展開(ECサイト作成、キャッシュレス対応、IoT技術導入費等)
- ・テレワーク・ビデオ会議システム等のリモート 化(モバイル PC・タブレット購入、クラウド活 用費等)

②販路開拓·売上向上

- ・新たな販売チャンネル展開 (EC モール出店 (登録料)、EC サイト作成、Web 広告費等)
- ・テイクアウト・デリバリー対応(保管冷凍冷蔵 設備、キッチンカー導入経費等)
- ・オンライン商談会・見本市参加(参加料、撮影費、通信費等)
- ③新商品開発
- · 商品開発、研究開発費、製造設備整備
- 4環境改善
- ・感染症、熱中症対策(換気システム導入、空調 作業服等)
- ・働き方改革、人材育成等の講習会開催、BCP 計画策定

(2) 補助率・補助額(①~④)

補助率:中小・組合 2/3

小規模 3/4

補助額:上限100万円 下限10万円

【特別枠】

- (1) 補助対象事業
- ①企業間連携「ワンチームとやま」 複数企業が連携した新ビジネス創出や生産性向 上事業

・同業・異業種の企業が連携した新商品開発

- ・共同購入、共同販売、共同配送等による新事業展開
- ②業熊転換·事業承継

業態転換による新市場開拓や事業承継による新 事業立上げ

- ・デジタル技術を活用した異分野参入(スマート農業・林業等)
- ・古民家を活用した観光事業参入や新規店舗の開業
- ・既存顧客への新サービス提供(衣料品店による カフェ併設等)

※事業承継においても、新たに取組む意欲的な事業が必須

- ③ビジネスモデルの変革や業務プロセスの最適化 を図る事業で、事業完了後1年以内に、労働生産 性が3%以上向上することが見込まれるもの
 - ・AI を活用した需要予測システムの開発・導入
 - ・検査工程を自動化するカメラ検査機器の導入
 - ・予約、接客業務の一元管理システムの導入
 - (2) 補助率·補助額

$(1) \cdot (2)$

補助率:中小・組合 3/4

小規模 4/5

補助額:上限200万円 下限50万円

(3)

補助率:中小・小規模、組合 2/3

補助額:上限300万円 下限100万円

3. 募集期間

(1) 第1次募集

募集期間 令和4年3月30日~5月13日 補助対象期間 令和4年3月1日~12月23 日

実績報告締切 令和4年12月23日

(2) 第2次募集

とやま中央会FAX情報 №.627

募集期間 令和4年6月中旬~7月中旬 補助対象期間 令和4年4月1日~令和5年1 月13日

実績報告締切 令和5年1月13日 ※募集の手引き等の詳細は、3月下旬を目途に策定 中です。

詳細は下記よりご確認ください。

https://www.tonio.or.jp/info/20220301-bc19/

4. お問い合わせ先

富山県商工労働部地域産業支援課 地域産業活性化班

TEL. 076-444-3249

◇「事業継続力強化計画」に係る申請手続きのオンライン化について

経済産業省中小企業庁では、中小企業の皆様が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する「事業継続力強化計画」認定制度を令和元年より実施しています。

本計画の申請については手続きのオンライン化を一層推進する観点から、4月1日より「電子システム」による申請をお願いいたします。

※「連携事業継続力強化計画」においては従来どおり書面申請を継続します。

1.「単独型」事業継続力強化計画の申請について

申請のオンライン化を推進しています。

下記URLより申請が可能です。

https://www.keizokuryoku.go.jp/

<電子申請のメリット>

- ・紙申請と比較して手続きが早い。
- ・申請書控え・認定書を簡単にダウンロード可能。 ※電子申請で認定を受けた場合は、認定通知書を 申請者自身が出力する方式(押印省略)となって

いますので、予めご了承ください。

※本システム利用のために gBizID の取得が必要 となります。2週間以上発行に時間がかかるため、 期間に余裕をもって取得いただくようお願いい たします。

2. 「連携型」連携事業継続力強化計画の申請につい て

連携事業継続力強化計画は新規申請・変更申請と もに引き続き書面でお願いします。

3. お問合せ先

中部経済産業局 産業部 中小企業課 TEL. 052-951-2748

◇ プラスチック資源循環法が4月1日から施行されます

プラスチックは、現代社会の生活に不可欠な素材である一方、海洋プラスチックごみや気候変動などの問題を契機として、プラスチックに係る資源循環の重要性が高まっています。

このことから、製品の設計から廃棄物の処理に至るまで各段階において、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環 (3R+Renewable) の取組みを促進するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日から施行されます。

1. 主な措置内容

(1) 基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する 基本方針を策定する。

- ・プラスチック廃棄物の排出の抑制、最資源化に 資する環境配慮設計
- ・ワンウェイプラスチック使用の合理化
- ・プラスチック廃棄分の分別収集、自主回収、最資源化等
- (2) 個別の措置事項

①設計·製造

【環境配慮設計指針】

製造業者等が務めるべき環境配慮設計に関する 指針を策定し、指針に適合した製品であることを認 定する仕組みを設ける。

②販売·提供

【使用の合理化】

ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。

③排出・回収・リサイクル

【市区町村の分別収集・再商品化】

- ・プラスチック資源の分別収集を促進するため、容 リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。
- ・市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品 化計画を作成する。

【製造・販売事業者等による自主回収】

製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源 化する計画を作成する。

【排出事業者の排出抑制・再資源化】

- ・排出事業者が排出抑制や再資源化の取り組むべき判断基準を策定する。
- ・排出事業者等が再資源化計画を作成する。

2. お問い合わせ先

プラスチック資源循環促進法に関する事業者お問い合わせ窓口

TEL. 0570-005117

◇ 「出前県庁しごと談義」のご案内

富山県では、皆様の集会等に職員が出向いて、テーマに基づき、県の事業や取組みを分かりやすくご紹介いたします。また、皆様からお聞きしたご意見

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

はこれからの県政に活かします。

職場や学校、自治会などのグループでお気軽にお申込みください。

1. 内容

テーマ一覧表からお好きなテーマをお選びください。

(テーマ一覧・申込書)

https://www.chuokai-toyama.or.jp/115mxN

県政の様々な分野(産業・雇用、農林水産業、観光・まちづくり、教育、医療・福祉等)から、県が重点的に取り組んでいるものや、県民の皆さんに関係が深いものなど170テーマあります。一覧表にないテーマもできる限りご要望にお応えしますので、ご相談ください。

2. 対象

県民の皆様が参加する概ね 20 名以上のグループ でご利用いただけます。(自治会、企業、サークル、 学校、NPO等)

3. 開催日時

ご希望の開催日時をもとにテーマ担当課と日程 調整の上、決定します。

- ・談義の時間は 1 時間 ~1 時間 30 分程度が目安で す。
- ・土・日・祝日、夜間の開催希望も受け付けています。

4. 会場·費用

会場はお申込みの皆様でご用意ください。 職員の派遣に関する費用(旅費、軽微な資料代な ど)は一切不要です。

5. お申込み・お問い合わせ先

富山県知事政策局広報課県民の声係 TEL. 076-444-8909 FAX. 076-444-3478

グループ (団体等) 単位でのお申込みとなります。 申込書を開催希望日の1ヶ月前までに、郵送、F AX又はメールでお送りください。

◇ 本会や本会職員を名乗る不審なメールにご注意 ください

本会では、本会や本会職員を名乗り、添付ファイルを送る不審なメールが送られていることを確認しています。不審なメールは、あたかも本会や本会職員からのメールであるような差出人表記で送られています。件名や差出人のアドレスを確認し、心当たりがなく怪しいと感じましたら、すぐに削除してください。

特に件名が「富山県中小企業団体中央会」や「本会職員のフルネーム」、または件名がないメールで添付ファイルがついているものはご注意ください。 メールを開いてしまった場合でも、添付ファイルは絶対に開かないで削除してください。

【確認しているメールの例】

差出人:中央会(本会職員名)

件名:○○○ (○の部分は本会職員名)

日付:翌日等未来の時刻

内容:以下の添付ファイルの解凍パスワードをお

知らせします。

添付ファイル名: 〇〇〇〇-〇〇〇. zip

(○の部分は日付と時刻)

解凍パスワード: ○○○○○○○○

(10桁のパスワード)

お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 TEL. 076-424-3686

マイハーペスト

人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪 2-1-3 富山商工会議所ビル 6 階 URL https://www.chuokai-toyama.or.jp/ TEL 076-424-3686 FAX 076-422-0835